

HIKONE 文化財サポーターズクラブ設置要綱

(目的)

第1条

この要綱は、彦根市が管理する文化財施設等の保存および活用に対し、市民、団体、企業等の多様な主体が協働して取り組む体制を構築するため、「HIKONE 文化財サポーターズクラブ」（以下「クラブ」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条

この要綱において「文化財」とは、彦根市が所有または管理する歴史的所産をいう。

2 「クラブ」とは、前項の文化財の保存・活用に関心を持ち、自発的に協力する者によって構成される任意の組織をいう。

3 「サポーター」とは、クラブに登録された個人、団体または企業等をいう。

(構成)

第3条

クラブは、次に掲げるサポーターのうち、彦根市内外を問わず、文化財保護活動に参加する者をもって構成する。

- (1) 個人サポーター：文化財の保護に関心を有する個人
- (2) 団体サポーター：町内会、NPO 法人等の地域団体、教育研究機関等
- (3) 企業サポーター：法人、個人事業主等の事業者

(登録)

第4条

クラブへの登録は、彦根市または文化財施設の運営管理受託業者、市が後援・共催する活動主催者等が実施する文化財保護活動に参加し、本要綱の趣旨に賛同した個人、団体または企業等が、継続的な参加の意思を示した場合に行うものとする。

2 登録者には、必要に応じて市が登録確認証を交付する。

3 登録者は、クラブ活動に関する情報提供や参加募集等の優先的な案内を受けることができる。

4 登録者が今後の活動への参加を希望しない場合は、その旨を事務局に申し出ることによって登録を取り消すことができる。

(活動内容)

第5条

クラブの活動は、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 除草、剪定、伐採等の清掃による文化財の適切な維持管理および空間づくり

- (2) 文化財における儀礼や歴史的できごとを踏襲した活用方法の試行
- (3) 文化財の保存・活用に資する維持管理・活用行為、保存・活用整備
- (4) 文化財に関する教育および啓発活動への支援

(活動の企画)

第6条

クラブの活動は、市が立案する企画のほか文化財の保存・活用に資する内容であれば、サポーターが自主的に企画を立案することができる。

2 前項のサポーターによる企画については、事前に市と協議のうえ、内容の確認を受けた上で実施するものとする。

(活動の実施)

第7条

活動は、原則としてサポーターの自発的な参加により実施するものとし、事務局は必要に応じてその調整および支援を行う。

2 事務局は、活動における必要な助言および指導を行うものとする。

(運営体制)

第8条

クラブの事務局は、観光文化戦略部文化財課に置き、次に掲げる事項を担当する。

- (1) サポーターの登録および情報管理
- (2) 活動の企画、調整および支援
- (3) サポーターとの連絡および情報発信

(個人情報の取扱い)

第9条

事務局は、クラブの運営に関連して取得した個人情報について、彦根市個人情報保護条例その他関係法令を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(その他)

第10条

この要綱に定めるもののほか、クラブの運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。